

IV. 民俗調査について～講や座・祭の記録

拝殿解体修理事業においては、建物とその材の調査と記録を行っておりますが、神社を支えてきた地域の人々によって行われている講や座、祭についても春日神社と地域のかかわりを理解するうえで非常に大切であると指導を受けています。

調査は、講員や座員のみなさんに聞き取りをさせていただくとともに、講や座に伝えられている当番帳などの古文書や道具を見せていただいたり、実際の行事の際にうかがい写真を撮影させていただいたりしています。

V. 事業の経過と予定

- 平成28（2016）年度 修理設計と周辺整備、指導委員会
平成29（2017）年度 修理（解体工事）と材の調査・補修・監理、指導委員会
平成30（2018）年度 修理（解体工事）と材の調査・補修・監理、指導委員会
令和元（2019）年度 材の調査・補修・監理、指導委員会
令和2（2020）年度 地盤・基礎整備、軸組・軒廻り組立、材の調査・補修・監理、指導委員会（予定）
令和3（2021）年度 屋根下地、内部造作、屋根銅板・軒瓦葺き、小舞・荒壁・漆喰塗り、建具工事、配管等、監理、指導委員会（予定）
令和4（2022）年度 浜縁、外構・その他工事、器具取り付け等、監理・報告書作成、指導委員会（予定）

春日神社の宝もの その1～春日神社雨乞願解大絵馬 附 相撲板番付

大絵馬は、春日神社に伝世する延享4年（1747）から昭和14年（1939）にかけて奉納された大型額仕上げの13点（高砂図1点・社寺参詣図1点・境内図2点・武者絵3点・芸能、物語絵4点・相撲図2点）です。

13点中8点には「雨乞願解」あるいは「雨乞成就願解」の銘文があり、かんばつが続き、神社に雨乞を祈願し、その願解に奉納されたものであることが分かります。また、相撲板番付5点は、明治4年（1871）から昭和25年（1950）までのものです。相撲は、神社等に雨乞祈願のために奉納されていることを考え合わせると、興味深い貴重な民俗資料であると言えます。



「能『高砂』図」 延享4年（1747）【縦133.0cm 横302.5cm（外寸）】

かすか

三重県指定有形文化財（建造物）春日神社拝殿解体修理事業だより 第4号

令和元年(2019)12月14日

春日神社

I. 春日神社拝殿解体修理事業の今

平素は、春日神社拝殿の解体修理事業について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
当社は、常陸國（現在の茨城県）鹿島社の武甕槌命の神々を大和國（奈良県）春日社へ勧請するため、遷幸され、神護景雲3年（769）、川東の山麓に御鎮座されたと伝えられています。

当社の拝殿は、桁行7間（16.6m）・梁間3間（7.2m）の木造入母屋造の大型の建物です。天正9年（1581）9月、織田信長が伊賀国に攻め入った（天正伊賀の乱）時、当社の宝庫などは焼失しましたが、この拝殿は壬生野郷が大和國春日社の若林御厨であったことから、春日社の社人や興福寺の僧が、織田軍の将である滝川一益に訴えて焼失を免れた（『伊乱記』「伊陽安民記卷5」）と伝えられていますが、拝殿の当初材と考えられる組物や虹梁の形式から見ても創建は15世紀中頃を下らない時期と考えられています。

現在、解体した材の調査を引き続き行っております。建物下部の柱や床材などは経年劣化が進行しているものがありますが、建物上部の虹梁や垂木・小屋組材などは、いぶされたように黒色で、経年劣化があまり進んでいないと思われ、材として良い状態と考えられます。



材（柱）の調査



材（壁貫）の調査



材（斗組）の調査



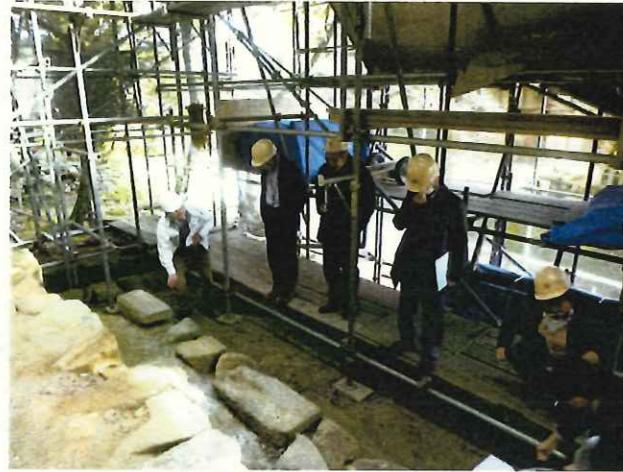
修理工場視察（平成31年1月29日）

II. 修理～方針の確認と専門的な指導を得て

拝殿の解体修理事業については、建築物や耐震構造の専門家による現地指導や指導委員会を開催し、指導・助言を得て修理を慎重に進めていますが、事業に入る前に拝殿が有する歴史的・文化的価値をもとに、以下のような修理の方向性が示されています。

- ・特定の時期に戻すという修理ではないこと。
- ・拝殿は、室町・江戸・明治の修理が混在した建物で、それぞれの時代の人々が後世に残そうと努力してきたものであり、結果として県内で部分的ではあるが一番古い建物となったこと。
- ・屋根は、現在銅板葺であることから銅板葺とし、檜皮に戻せるようにしておくこと。形状は変えないこと。

この方針を踏まえ、修理は原則として現状復旧とし、材については、健全な材・部分は再使用しています。また、建物の基礎となる地盤については、崩れのある表面や削平による窪地は盛土をして整え、礎石や石積については、石材の据え直しや補足・補正を行い整備していきます。一方、耐震構造補強については、その方法を引き続き、検討していきます。



指導委員会（平成31年3月11日）



指導委員会（令和元年10月18日）

III. 繰手（つぎて）～材と材をつなぐ

材と材をつなぐ伝統的な工法に継手があります。継手は、2本の材を軸方向につなぎ合わせることをいいます。文化財の修理においては、文化財としての価値を後世に伝えるため、材1つ1つについて、オリジナルな部分ができるだけ残さなくてはなりません。そのため、経年劣化による損傷箇所がある場合は、その部分のみを除去し、継手と呼ばれる工法を用いて元の材と新しい材をつなぎます。継手には、数多くの種類がありますが、本来、持っている材の強度を維持することや経年による材の伸縮・ねじれといったことも考慮する必要があり、どのような継手を用いるかは棟梁や大工の経験によるところがあります。この解体修理事業においても、材の持つ価値をできるだけ後世に残し、強度を保った材とするため、さまざまな継手が用いられています。

柱る六



補修前



損傷箇所除去



補足材の加工



補修完了・根継（ねつぎ）

柱ぬ六



補修前



補修作業



補修完了



補修完了・金輪継（かなわつぎ）